

京 都 大 学 研 修 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第14条 独立行政法人日本学術振興会による特別研究員に採用された者（大学院博士課程修了者等に<u>限る</u>。）で、部局において、指導教員の指導のもとに研究に従事しようとするときは、日本学術振興会特別研究員として、当該部局の長が受入を許可する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第14条 独立行政法人日本学術振興会による特別研究員に採用された者（大学院博士課程修了者に<u>限り、研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業により雇用された者を除く</u>。）で、部局において、指導教員の指導のもとに研究に従事しようとするときは、日本学術振興会特別研究員として、当該部局の長が受入を許可する。</p> <p>附 則（令和5年達示第43号） この規程は、令和5年10月1日から施行する。</p>